

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

【解説】

本条は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、本市における、個人番号の利用及び特定個人情報の提供について必要な事項を定める条例を制定する趣旨を示すものである。

個人番号の利用範囲は、番号法第9条において、個人番号を利用することができる者及び利用することができる事務の種類を明らかにするとともに、当該事務処理に必要な限度においてのみ個人番号を利用することができることとしている。地方公共団体においては、同条第2項の規定により、地域の実情及び住民のニーズ等を踏まえて、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務において、条例で定めることで、保有する特定個人情報ファイルの個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用できるとされている。

また、特定個人情報の提供は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き制限されている。個人情報の取扱いが地方公共団体の機関単位となっている番号法においては、同一地方公共団体内部の他の機関で特定個人情報を利用することも特定個人情報の提供となることから、同条第11号に基づく条例を制定し、特定個人情報の提供制限の例外とするものである。なお、同条第11号を除く、同条各号に該当する場合は、この限りではない。

そのため、番号法第9条第2項及び第19条第11号に規定されている個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、本条例において必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、番号法において使用する用語の例による。

【解説】

本条は、本条例で使用する用語の意義を明らかにしたものであり、当該意義は番号法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

【解説】

本条は、番号法第5条において定められている社会保障・税番号制度の導入に当たっての地方公共団体の責務に基づき、本市の責務を明らかにするものである。

個人番号は、社会保障制度及び税制における給付と負担の適切な関係の維持や、国及び地方公共団体に対する申請、届出その他の行政手続の合理化、国民の利便性の向上に資するものであることから、可能な限りその利用が推進される必要がある。

さらに、地方公共団体においては、番号法第9条第2項に基づき、条例による個人番号の利用等、地域の特性に応じた独自の取組が可能とされている。

このため、地方公共団体の責務として、個人情報の保護の観点から個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講じること、国との連携を図りつつ個人番号の利用及び提供に関し必要な施策を実施することを規定するものである。

(個人番号の利用)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、法令又は他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

【解説】

本条は、番号法第9条第2項に基づき、個人番号を利用することができる機関及び利用することができる事務の種類を明らかにするとともに、本市が当該事務の処理に必要な限度においてのみ個人番号を利用することができることとするものである。

番号法第9条第2項による個人番号の利用は、番号法別表第1に掲げられていない事務において個人番号を利用する「独自利用」だけでなく、同一機関内で特定個人情報の授受を行う「庁内連携」についても、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を検索するために個人番号を利用していることとなることから、条例に規定する必要がある。

よって、本条第1項では、別表第1に掲げる独自利用を行う事務並びに庁内連携を行う別表第2の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う番号法別表第2に掲げる事務を番号法第9条第2項による個人番号を利用する事務として規定している。

また、本条第2項では、別表第2の中欄に掲げる事務において、同表右欄に掲げる特定個人情報

を、本条第3項では、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務において、同表第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有しているものを、当該事務を処理するために必要な限度で庁内連携し利用することを規定している。いずれの場合も、番号法で情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を受けることが規定されているものは、庁内連携により特定個人情報の授受を行うのではなく、番号法に従い情報提供ネットワークシステムを使用して提供を受けることとしている。

本条第4項では、本条第2項、第3項の庁内連携によって特定個人情報が利用できるときには、法令又は他の条例、規則その他の規定によって当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書類の提出が義務付けられている場合でも、これらの書類の提出を省略することができることとしている。

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該特定個人情報を提供するとき。

(2) 市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって市長又は教育委員会が保有するものの提供を求めた場合において、当該特定個人情報を提供するとき。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、法令又は他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

【解説】

本条は、番号法第19条第11号に基づき、同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報を提供することができる場合として、情報提供の求めを行う機関及び事務並びに提供の求めに応じて情報を提供する機関及び特定個人情報を定めるものである。

本条第1項第1号では、別表第3の第1欄に掲げる機関が行う同表第2欄に掲げる事務を処理す

るために必要な限度で、同表第3欄に掲げる機関に対し同表第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合に、同一地方公共団体内部の他の機関間において、特定個人情報を提供することができる」と規定している。

同項第2号では、市長又は教育委員会が行う番号法別表第2に掲げる事務において、同表第4欄に掲げる特定個人情報であって本市の機関が保有するものは、番号法第19条第8号の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供ではなく、同条第11号の規定により本市の他の機関へ特定個人情報を提供することができることとしている。

本条第2項では、この特定個人情報の提供によって、法令又は他の条例、規則その他の規定によって当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書類の提出が義務付けられている場合でも、これらの書類の提出を省略することができることとしている。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、条例の施行に関し必要とされる事項については、規則に委任することを規定したものである。

別表第1 (第4条関係)

【解説】

本表は、番号法に規定されていない事務であって、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災その他これらに類する事務において、本市が独自に個人番号を利用することができる事務を列挙したものである。

別表第2 (第4条関係)

【解説】

本表は、同一機関内における庁内連携について、庁内連携をする事務及び情報の内容を列挙したものである。

別表第3（第5条関係）

【解説】

本表は、同一地方公共団体内部の他の機関間における特定個人情報の提供について、情報提供の求めを行う機関及び事務並びに提供の求めに応じて情報を提供する特定個人情報の内容を列挙したものである。